

大 個 審 第 3 号  
( 答 申 第 353 号 )  
令和 2 年 5 月 2 7 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会  
会 長 長谷川 佳彦

個人情報の取扱いに関する意見について ( 答 申 )

令和 2 年 5 月 21 日付け保企第 1553 号で諮問のありました「大阪府新型コロナウイルス助け合い基金にかかる支援金の贈呈」に伴う大阪府個人情報保護条例(以下「条例」という。)第 7 条第 5 項に規定する要配慮個人情報の収集禁止原則の例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

記

- 1 実施機関において、収集又は利用・提供する個人情報の管理責任者を定め、個人情報の漏えいの防止等、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。  
また、本事業において個人情報を取り扱う職員については、必要最小限の人数とすること。
- 2 実施機関が収集する個人情報については、本事業の実施のための必要最小限のものに限定することとし、収集した個人情報については、保存期間経過後、遅滞なく消除すること。
- 3 条例第 10 条及び個人情報取扱事務委託基準に基づく個人情報保護措置を求めること。
- 4 第二次以降の本事業の実施については当審議会への諮問は要しないが、本事業の実施方法に大きな変更がある場合や、特に慎重な取扱いを要すると考えられる事案がある場合については、当審議会へ諮問すること。

( 注 意 事 項 )

今回の諮問は、個人情報の取扱い開始後になされています。今後、このような事案がある場合には、事前に当審議会の意見を聴いた上で、個人情報の取扱いを開始すべきであり、条例を遵守することが必要である旨申し添えます。

(答申に関与した委員の氏名)

長谷川佳彦、島田佳代子、近藤亜矢子、西上治、丸山敦裕